

**大分県
ひとり親家庭等
自立促進計画
第2次計画（素案）**

共に歩もう、未来へ

大分県少子化対策課

はじめに

共に歩もう、未来へ

もくじ

第1章	大分県ひとり親家庭等自立促進計画 第2次計画の策定にあたって	
	1. 計画策定の背景と趣旨	1
	2. 計画の対象	1
	3. 計画の期間	2
	4. 計画の位置付け	2
	5. 計画の策定体制	2
	6. これまでの取組 『大分県ひとり親家庭等自立促進計画第1次計画の取組』	3
	7. 第1次計画の評価	11
第2章	ひとり親家庭を取り巻く環境の変化と新たな課題	
	1. 離婚の増加	12
	『最近の離婚事情』	13
	2. ひとり親家庭等の世帯数	14
	3. 厳しい経済・雇用の状況	15
	4. ひとり親の意識	16
第3章	ひとり親家庭の生活と意識	
	1. ひとり親家庭の生活と意識の調査	17
第4章	計画の基本理念と施策の基本的な考え方	
	1. 計画の基本理念(めざす姿)	22
	2. 施策の基本的な考え方	22
	3. 計画の基本目標	24
第5章	ひとり親家庭等の自立促進のための施策	
	1. 子育て・生活支援の充実	25
	2. 就業支援の充実	30
	3. 養育費確保対策の充実	32
	4. 経済的支援の充実	32
第6章	計画の推進のために	
	1. 相談援助機能の充実	34
	2. 情報提供の充実	34
	3. 国、県、市町村の連携	34
	4. 関係団体、組織等との連携	35
資料編		
	「声」～アンケート調査、母子寡婦のつどいから～	36

第1章 大分県ひとり親家庭等自立促進計画 第2次計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成14年11月に、母子及び寡婦福祉法が改正され、母子福祉施策は、従来の児童扶養手当を中心とした経済的支援から、就業自立に向けた総合的支援へと大きく転換されました。

また、この法律改正の中で、国は、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(※1)を定め公表すること、都道府県は、国の基本方針に即して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、子育てや生活支援事業、就業・自立支援事業などを総合的・計画的に実施することが求められることとなりました。

大分県では、平成17年3月に、母子家庭や父子家庭、寡婦、いわゆるひとり親家庭の生活の安定と向上を目的とした施策を総合的、計画的に進めるため、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間にわたって子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などの施策を進めてきました。この間、平成20年4月には、児童扶養手当の一部支給停止措置が施行(※2)され、母子家庭の母には、なお一層、就業自立に向けた取組が求められることとなりました。

現行計画は、平成21年度に計画の最終年度を迎えましたが、平成21年11月に政府が発表した相対的貧困率(※3)において、ひとり親家庭が54.3%と高い数値を示したように、依然、経済的に恵まれないひとり親家庭は多く、加えて平成20年秋頃からの厳しい経済・雇用情勢の中、思うように就職ができない、収入の増加が見込めないという状況が続いています。こうしたことを踏まえ、県では、現行計画の見直しを行い、これまで取り組んできた施策を充実させ、またひとり親家庭等をしっかりと支えるきめ細かな施策の展開するため、次期計画を策定することにしました。なお、現行計画と次期計画を区別するために、以下、現行計画は【第1次計画】、次期計画は【第2次計画】とします。

(※1)「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」…平成20年4月に公表された方針では、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援の総合的実施の継続、精神面での支援などきめ細かな配慮が示されました。

(※2)児童扶養手当の一部支給停止措置が施行…手当受給開始から5年等経過した受給者を対象とし、一定の適用除外事由が認められない者は手当額が1/2に減額されることになりました。

(※3)相対的貧困率…所得から税金を差し引いた世帯の可処分所得を一人当たりにならし、高い順に並べた時の真ん中の人の所得を中央値とする。今回の中央値は平成19年調査時の228万円で、その半分の114万円に満たない人の割合が相対的貧困率となります。平成21年11月の厚生労働省発表では、ひとり親家庭の相対的貧困率は54.3%で、先進国の中で最悪の水準となっています。

2. 計画の対象

母子家庭・父子家庭・寡婦を対象とします。

母子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童の家庭
父子家庭	現に21歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子とその児童の家庭
寡婦	現に20歳未満の児童を扶養していおらず、かつ配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として、児童を扶養していたことのある者

3. 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間の計画とします。

4. 計画の位置付け

大分県ひとり親家庭等自立促進計画は県長期総合計画『安心・活力・発展プラン2005』の部門計画と位置付けます。

5. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、広く県民の皆さんの声を伺うとともに、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保等に関する分野の学識経験者からなる「大分県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」を設置し、専門的な意見を伺いました。

■委員のひとこと

「共に歩もう、未来へ」

「ひとり親家庭等自立促進計画」は、ひとり親家庭等に対する具体的な支援の取組を示すものです。今日、ひとり親家庭等に対する福祉施策は、就業自立を柱に総合的支援として取り組む必要があります。

しかしながら、経済的に安定した職に就くには、住居の確保をはじめ働いている間の子どもの養育や家事など様々な課題があります。また、子どもの進学や親の介護など将来に向けての課題も解決していかなければなりません。

毎日の仕事をするだけでも大変なのですから、こうした課題解決を一人で担うというのは大きな負担ですし、心身ともに疲労し、健康を害することにもなりかねません。

ひとり親家庭等の皆さんが現在直面している課題、これから直面するであろう課題に対応しなければならぬ時、どうか一人で思い悩まないようにしてください。皆さんが困った時、大きな壁にぶつかった時は是非、この計画をご覧いただき、問題解決に役立てていただきたいと思います。そういう意味で、【第2次計画】では、「共に歩もう、未来へ」というテーマを新たに設けました。私たちは皆さんと共に考え、行動して参ります。

6. これまでの取組

大分県ひとり親家庭等自立促進計画第1次計画の取組

(1) 就業支援の取組

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業(県事業)

母子家庭等就業・自立支援センターでは、平成16年8月のオープン以来、大分県全域を対象に、母子家庭のお母さんや寡婦の皆さんの就業相談の窓口として、求職相談をはじめ、登録者に対する求人情報の提供や企業紹介、ヘルパー2級資格講座の開催等の支援を行っています。また、平成18年度からは、より一層させるため、母子自立支援プログラム策定員を配置し、一人ひとりに合った就職支援を行っています。

● お問い合わせ先

大分県母子家庭等就業・自立支援センター
大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館3階
TEL097-552-3313

[就業相談件数と就職件数](単位:人、件)

	登録者数	情報提供件数	会社紹介件数	プログラム策定件数	就職件数
16年度	292	377	133	—	125
17年度	210	617	151	—	148
18年度	235	793	160	4	159
19年度	202	953	135	58	127
20年度	387	908	134	50	125
21年度	295	1,041	104		111

(平成21年12月末現在)

[就業支援講習会開催状況](単位:人)

	ホームヘルパー 2級資格講座		子育て支援員 養成研修	
	開催地	受講者数	開催地	受講者数
16年度	佐伯市	20	大分市	20
17年度	日田市	20	豊後大野市	20
18年度	臼杵市	20	別府市	20
19年度	別府市	20	国東市	20
20年度	宇佐市	20	佐伯市	20
21年度	日田市	20	大分市	20

(平成21年12月末現在)

今後の課題

これまで母子家庭等就業・自立支援センターでは、ハローワークの求人情報等を基に就業支援を行ってきましたが、平成20年秋頃から、求人件数は著しく減少しており、希望する就職先がなかったり、就職までに時間がかかるといった状況になっています。一方、求人する企業側も即戦力となる人材を求める傾向が強くなっており、パソコン技能や資格所持を採用条件にする事業所も増えてきました。今まで以上に、資格・技能の修得など職業能力を向上させるとともに、職業意識を高める支援が必要です。

②母子家庭等自立支援給付金事業(県と市が行う事業)

母子家庭のお母さん方を対象に、就職に必要な資格や技能を取得する際の費用を助成する「母子家庭自立支援教育訓練給付金事業」(※1)や修業期間中の生活支援を行う「母子家庭高技能訓練促進費等事業」(※2)を行っています。特に、介護・医療関係の職場などでは、採用条件として関係資格を求められることが多く、関係資格の取得は就職や収入増に繋がり、経済的自立の大きな力となっています。

●お問い合わせ先

各市町村母子福祉担当課(一部の市では、実施していません)

(※1)母子家庭自立支援教育訓練給付金事業…仕事に必要な資格や技術を身に付けるために教室や講座を受講した場合、受講後、支払った費用の一部を助成する制度です。【支給額】受講料の20%相当額で、上限10万円、下限4千円。但し、受講前に市町村の窓口に事前相談し、講座の指定を受けなければなりません。

(※2)母子家庭高等技能訓練促進費等事業…専門的な資格を取得するために、2年以上、学校や養成機関で修業する場合、養成期間の全期間(ただし、平成21年6月5日時点で修業中の方、もしくは平成24年3月31日までの入学者が対象)、生活支援として訓練促進費の支給を受けることができます。また資格取得後には、入学時に要した経費助成として入学支援修了一時金を支給します。【支給額】訓練促進費:市町村民税非課税世帯:月額14万1千円、市町村民税課税世帯:7万5千円。入学支援修了一時金:市町村民税非課税世帯:5万円、市町村民税課税世帯:2万5千円。訓練促進費の支給を希望される方は、養成機関受験前に市町村の窓口に事前相談をしていただき、養成機関に合格後、速やかに申請手続きを行わなければなりません。

注意:支給金額や支給期間は、改正されることがあります。

[母子家庭等自立支援給付金事業実施状況]

年度	自立支援教育訓練給付金事業		高等技能訓練促進費等事業	
	給付件数	実施市町村	給付件数	実施市町村
16年度	1	大分県	7	大分県・日田市・佐伯市
17年度	16	大分県・大分市・別府市・日田市・豊後大野市	5	大分県・大分市・別府市・佐伯市
18年度	25	大分県・大分市・別府市・中津市・佐伯市・豊後大野市	9	大分県・大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市
19年度	8	大分市・佐伯市・杵築市・豊後大野市	17	大分県・大分市・中津市・日田市・佐伯市
20年度	23	大分市・佐伯市・豊後大野市	19	大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市・宇佐市
21年度	37	大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市・臼杵市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・豊後大野市・由布市・国東市	60	大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市・臼杵市・宇佐市・由布市

今後の課題

母子家庭等自立支援給付金事業はまだ全県で実施されていません。この背景には、資格取得より、まず就職が先という意識や資格取得には時間や多額な経費がかかることがあります。実際、就業相談の場で資格取得を勧めても、利用者が少ないのが現状です。資格や技能を要する職場は比較的求人件数も多く、収入増に繋がることから、本事業の利用者を増やすとともに、県内どこでも利用できるようにしていく必要があります。

■委員のひとこと

- ・就職困難な状況が続いており、就職に向けて職業意識を高めていくことや、資格や技能など職業能力を高めていくことが必要になっている。こうした支援・指導を行うキャリアカウンセリングは今後益々重要である。
- ・精神的不安や子どもに関する問題を抱える等、就職以前に支援を要する母親が少なくない。
- ・相談を受ける中で、高等技能訓練促進費等事業を紹介することが多くなった。母子家庭には大変有利な事業と思うが、養成機関に通う費用がなかったり、果たして数年間の修業が継続できるか不安といった声も聞かれる。学費を無利子で貸し付けるなどの支援が必要だ。この事業を誰でも利用できる事業にしてもらいたい。
- ・法律相談で就業の相談を受けることがあるが、資格取得を希望される方が多い。現在、ホームヘルパー2級講座が行われているが、パソコンや医療事務などもっと講座メニューを増やしてはどうか。

(2)子育てと生活支援の取組

①母子家庭等日常生活支援事業(県事業)

母子家庭の母親や父子家庭の父親、寡婦の方々が仕事の都合や病気、技能取得、就職活動、冠婚葬祭、学校行事等への参加など日常生活で困った際、育児や家事の手伝いを行う家庭生活支援員を無料または低料金で派遣しています。家庭生活支援員はホーム・ヘルパー2級資格者や子育て支援員養成研修修了者の中から登録されています。

●お問い合わせ

各市町村母子福祉担当課

[母子家庭等日常生活支援事業実施状況](人、件)

年度	家庭生活支援員登録者数	利用者区分	利用件数
16年度	31	母子家庭	432
		父子家庭	0
		寡婦	0
17年度	64	母子家庭	225
		父子家庭	0
		寡婦	0
18年度	117	母子家庭	414
		父子家庭	67
		寡婦	0
19年度	125	母子家庭	280
		父子家庭	0
		寡婦	0
20年度	119	母子家庭	49
		父子家庭	0
		寡婦	28
21年度	142	母子家庭	
		父子家庭	
		寡婦	

今後の課題

母子家庭等日常生活支援事業の歴史は古く、昭和53年頃には、「母子家庭介護人派遣事業」と呼ばれていました。実施状況からも分かるように、利用者が少なく、特に家事支援が必要と思われる父子家庭の利用はゼロとなっています。原因として、事業のPR不足が考えられますが、利用者側には、プライバシー保護の意識からか、他人を家庭内に入れることへの抵抗感もあるようです。平成21年度からは、就業支援での巡回相談会や再就職支援セミナーや資格講座、母子会行事の際に、託児サービスを行い、多くの方に、この事業を利用していただきました。今後は気軽に利用できるよう支援のあり方やPR方法を検討する必要があります。

また、ひとり親家庭生活支援事業は、サービス提供者側には在宅就業面での効果も期待できます。高齢者への支援や働く女性のための託児サービスは需要も高く、有用な事業となる可能性があります。

②ひとり親家庭生活支援事業(市が行う事業)

母子家庭や父子家庭、寡婦を地域で支援することを目的とした事業で、県内では中津市・佐伯市・竹田市・豊後高田市の4市で、日帰りバス旅行や親子教室、クリスマス会など、ひとり親家庭の交流事業が実施されています。地域の母子寡婦福祉会との協働で実施されることも多いことから一時の交流に止まらず、仲間づくりの場にもなっています。

今後の課題

地域にある母子寡婦福祉会への加入率が年々低下してきています。団体で行動することや必要以上に干渉されることへの抵抗感の現れと思われ、特に若いお母さん方にその傾向が強いです。このため、加入者の確保には各地域の母子寡婦福祉会とも苦勞しているようです。しかし、母子家庭や父子家庭の中には、不安感を抱いたり、孤立してしまう方も少なくはありません。行事への参加は仲間づくりの効果も期待されることから、今後は、事業がマンネリ化しないよう、企画を工夫し、魅力ある交流の場づくりを行っていく必要があります。

■委員のひとこと

・自分は母子寡婦福祉会に入っているのですが、制度や施策のことはよくわかっているが、そうでない方は恐らく知らないのではないかと。母子家庭にとって有用な制度を、まず知っていただくことが大切だ。地域にあるCATVなどで広報活動してはどうか。

(3)養育費確保の取組

①無料法律相談(県と大分市が行う事業)

県母子福祉センター、大分市役所では、弁護士による無料法律相談を実施しています。養育費に関する相談も多く寄せられており、法的手続きを中心に助言指導を行っています。また係争中の事案については、その進捗にあわせて、継続指導し、終結までしっかりと相談者をフォローしています。

●お問い合わせ

大分県母子福祉センター

大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館3階

TEL097-552-3313(事前に相談日をお問い合わせください)

大分市市民相談室(市役所本庁舎2階)

大分市荷揚町2-31

TEL097-534-6111(事前に相談日をお問い合わせください)

今後の課題

養育費を受け取っている方は少ないのが現状です。離婚時に養育費の取り決めをしている方も少なく、その理由は「相手に支払能力がないと思った」、「関わりを絶ちたい」という理由が大半を占めています。また、取り決めをしても、一度も支払がなかった、支払が止まったなどの不払いの事例も多くあります。離婚前の方からは、養育費の額や取り決めの方法について、離婚後の方からは養育費の不払いの相談が寄せられています。以前に比べ、養育費に関する知識を持っている方は随分増えてきたようですが、困ってから初めて相談に来るとというのが現状であり、相談事業の周知が必要です。

■委員のひとこと

- ・法律相談には、離婚を考えている方からの相談もある。できれば離婚を避けることが望ましいが、離婚を予防するような取組はできないだろうか。
- ・就業相談でも、離婚を考えている方からの相談がある。就職できれば、離婚をということだろうが、就職困難な状況を話すと、再考してみるとのこと。その後、この相談者からは離婚を思いとどまったとの連絡があった。自分の就職活動を通じて、毎日、仕事に頑張る夫のことを理解できたようだった。

(4) 経済的支援の取組

① 児童扶養手当(県と市が行う事業)

児童扶養手当制度は昭和37年に始まり、以来、母子家庭の生活の安定と児童の健全育成に重要な役割を果たしています。児童扶養手当法で資格要件が定められており、認定請求に基づき、支給機関(県・市)が資格審査を行います。手当額は、受給者や扶養義務者の所得に応じて、月額41,720円～9,850円の範囲で10円刻みで決められ、これに児童数による加算額を加えます。手当の支払いは4月・8月・12月の3回です。なお、児童扶養手当を受給される方は、転居や家族の異動、年金等の受給があった場合の届出や年1回の現況届が義務づけられます。また、平成20年4月からは、受給資格者が母の場合、支給開始月から起算して5年又は支給開始の要件に該当した月から7年を経過した方で、自立に向けた活動をしていない方は手当額が半額となる一部支給停止措置が開始されました。

●お問い合わせ

各市町村母子福祉担当課

【児童扶養手当受給者数】(人)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
受給者数	9,541	9,827	10,046	10,197	10,826

今後の課題

(平成21年12月末現在)

児童扶養手当受給者数は増加の傾向にあります。離婚件数は減少しているものの、景気と離婚件数には関係があると言われ、景気が悪くなれば、離婚件数も増えることも予想されます。引き続き、適正な給付に努める必要があります。

■委員のひとこと

- ・父子家庭に対する支援の視点も必要だ。父子家庭は母子家庭に比べ、所得は高いといわれてきたが、最近では雇用状況が思わしくなく、生活が困窮している方も増えているようだ。

②母子寡婦福祉資金貸付(県と市が行う事業)

母子家庭や寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上を図るため、無利子または低利子の貸付を行っています。資金には、母子家庭の児童や寡婦の子が就学するためのもの、母子家庭の母や寡婦の方が就職のために、資格や技能を取得するためのもの、住宅の建設、転居、結婚、生活資金など生活のために必要なものなど12種類の資金が準備されています。

●お問い合わせ

各市町村母子福祉担当課

母子寡婦福祉資金の概要

資金の種類	利子	対象となる経費
事業開始資金	無利子	事業を開始するのに必要な機械、設備購入費が対象
事業継続資金	無利子	事業を開始するのに必要な運転資金が対象
修学資金	無利子	高校、大学、専門学校等に修学するために必要な授業料・教科書代・通学費が対象
就学支度資金	無利子	修学、就業するために必要な被服費などが対象
技能修得資金	無利子	母子家庭の母や寡婦の方が就業するために必要な知識・技能を習得するための経費が対象
修業資金	無利子	母子家庭の母が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子が就職するために必要な知識・技能を習得するための経費が対象
就職支度資金	無利子	就職するために必要な被服費などが対象
医療介護資金	無利子	医療または介護を受けるために必要な経費が対象
生活資金	年3%、一部無利子	知識技能を習得している期間、医療介護資金の貸付を受けている期間、母子家庭になった直後の生活を安定させるための期間、失業中の期間などに生活費の一部を貸し付けるもの
住宅資金	年3%	住宅の建設、購入、補修、改築などの経費を対象
転宅資金	年3%	住宅を移転するための賃借に必要な経費が対象
結婚資金	年3%	母子家庭の児童、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費が対象

[母子寡婦福祉資金貸付額と滞納額](千円)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
貸付額	74,795	74,562	65,777	65,250	54,669
滞納額	95,432	96,913	93,987	92,520	89,743

今後の課題

貸付額は減少傾向にありますが、これは、貸付のほぼ8割を占める修学資金について、日本学生支援機構奨学金の利用が増えたことが影響しているようです。償還金の滞納額は年々、減少していますが、依然、未収金は多く、適切に未収金を回収するとともに、債務意識を高める努力が必要です。

■委員のひとこと

・最近の高校、大学の入試では、推薦入試やAO入試など、これまでと異なる制度が登場し、合格決定後の入学金等の払込みが急がれるようになっていきます。こうした新制度に対応した取扱いが必要になってきています。

③ひとり親家庭等医療費助成(県と市町村が行う事業)

母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、父母のいない児童を対象に、保険診療に係る医療費(医療機関に支払った自己負担分)の助成を行っています。

●お問い合わせ

各市町村母子福祉担当課

[ひとり親家庭等医療費助成](人、千円)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
受給者数	29,934	30,431	27,501	27,532	27,609
給付額	420,138	444,355	433,835	420,641	438,281

今後の課題

現在の制度は、医療機関に自己負担分を支払い、その後、手続きをして支払った分の助成を受け取る償還払方式です。申請書の郵送による受付や口座振替による助成金の支払い等、手続きの簡素化等について検討が求められています。

各施策の数値目標					
番号	項目	平成15 年度末 数値	平成21 年度末 目標値	平成20 年度末 数値	達成率
1	乳児保育を実施する保育所の割合	98.5%	100%	99.3%	99.3%
2	延長保育実施施設数	131カ所	182カ所	169カ所	92.9%
3	休日保育実施施設数	14カ所	28カ所	17カ所	60.7%
4	病後児保育実施施設数	7カ所	12カ所	11カ所	91.7%
5	ファミリー・サポート・センター 事業実施市町村	6市町村	12市町村	6市町村	50.0%
6	放課後児童クラブ数	152 クラブ	220 クラブ	223 クラブ	101.4%
7	子育て短期支援事業 実施市町村数	1市町村	全市町村	6市町村	33.3%
8	日常生活支援事業 実施市町村数	1市町村	全市町村	全市町村	100.0%
9	ひとり親家庭生活支援事業 実施市町村数	2市町村	全市町村	4市町村	22.2%
10	自立支援教育訓練給金の 受給者数	—	100人	73人	73.0%
11	高等機能訓練促進費の 受給者数	—	50人	59人	118.0%

7. 第1次計画の評価

【第2次計画】の策定に当たって、【第1次計画】の評価を行いました。これまでの取組について、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」に意見を伺いました。

共通した意見は、制度や施策が周知されていないこと。「よい施策だが、十分に周知されていない」、「母子相談窓口や就業相談、法律相談で、これらの制度や施策をはじめて知った方も多い」との指摘をいただきました。情報提供のあり方については、【第2次計画】において取り組まなければならない課題のひとつです。また、「各施策の数値目標」では、対応できた部分と十分でない部分とがありました。ひとり親家庭では仕事と子育て、家事との両立が難しく、保育サービスなどの子育て支援や生活支援は、自立に必要な不可欠なものです。

こうした施策の拡充を図ることも大きな課題です。

全体的な評価としては、関係施設が整備され、施策の取組も積極的に行われているとの評価でしたが、【第2次計画】では、これまでの計画で足りなかった部分、さらに充実しなければならない部分、これまでの取組で新たに見えてきた部分などをしっかりと捉えていくことが求められました。【第2次計画】では、親と子が未来に向かって、力強く一步を踏み出すことができるよう、施策に取り組んでまいります。

message 共に歩もう、未来へ

【第1次計画】に基づき、平成17年度から、就業・自立支援を施策の柱に、子育て・生活支援、養育費の確保対策、経済的支援を複合的・総合的に進めてきました。第1章で、これまでの取組を紹介していますが、経済的自立に繋がる施策が多く実施されていることが、おわかりいただけだと思います。

ひとり親家庭となって、まず直面するのは経済的な問題ですから、これらの制度・施策をご利用いただいた方も多いのではないのでしょうか。なかでも経済的自立を図るため、就職に関する相談が多く寄せられています。「一生懸命働いているが、臨時・パートの不安定な雇用のため十分な収入得ることができない」、「延長保育や休日保育が少なく、残業・夜勤・休日出勤などに対応できない」、「複数の仕事に就かなければ生活できない」、「仕事の帰りが遅いため、子どもと過ごす時間が減った。子どもへの影響が心配」など切実な悩みです。

就業による自立に向け、安定した就業先を確保することも大事ですが、併せて子育てと仕事との両立のあり方を考えておくことも大事です。

第2章 ひとり親家庭を取り巻く環境の変化と新たな課題について

1. 離婚の増加

大分県の離婚件数及び離婚率は、平成15年をピークに減少傾向にあります。平成20年は2,318件で、前年の2,412件に比べ、94件の減少となりました。

次に人口1,000人当たりの1年間の離婚件数を表す離婚率を見ると、全国数値の高低が、ほぼ1年遅れて大分県の数値の高低に現れていることがわかります。また、平成20年秋頃から全国的な経済不況となり、有効求人倍率は、平成になって最低を記録する等、雇用情勢も著しく悪化しています。この状況が、今後の離婚件数に大きく影響することが心配されます。

[離婚件数と離婚率の推移]

年次	離婚件数		離婚率		有効求人倍率	
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国
10	2,324	243,183	1.90	1.94		
11	2,410	250,529	1.97	2.00		
12	2,351	264,246	1.93	2.10		
13	2,606	285,911	2.14	2.27		
14	2,682	289,836	2.21	2.30		
15	2,731	283,854	2.26	2.25		
16	2,591	270,804	2.14	2.15	0.81	0.86
17	2,382	261,917	1.98	2.08	0.92	0.98
18	2,478	257,475	2.07	2.04	1.02	1.02
19	2,412	254,832	2.02	2.02	1.02	1.02
20	2,318	251,136	1.94	1.99	0.73	0.73

最近の離婚事情

(1) 若い世代の離婚と熟年離婚の増加

大分県の離婚件数を同居期間別にみると、5年未満が最も多く、次いで、5年～10年、20年以上、10年～15年、15年～20年の順になっています。このことから若い世代の離婚と、子どもが成長し、夫の定年退職を契機に離婚するいわゆる熟年離婚が増えていることが伺えます。

【同居期間別でみた離婚件数の推移】(件)

年次	離婚件数	同居期間別離婚件数				
		5年未満	5～10年	10～15年	15～20年	20年以上
16	2,591	890	553	360	268	469
17	2,382	833	531	328	215	400
18	2,478	818	567	367	235	400
19	2,412	801	569	309	222	428
20	2,318	752	513	293	242	401

(2) できちゃった婚、スピード婚と離婚

厚生労働省の調査によると、嫡出第1子出生数のうち、妊娠期間よりも結婚期間の方が短い婚前妊娠が増えています。昭和55年(1980年)は出産数のうち、婚前妊娠が占める割合は10.6%でしたが平成2年(1990年)は17.6%、平成16年(2000年)に26.7%となっています。

また、母親の年齢階層別に婚前妊娠の割合を見ると、昭和55年は「15歳～19歳」が約5割でしたが、平成2年は約7割、平成16年は約8割と、低年齢化してきていることがわかります。

結婚を前提とした婚前妊娠や妊娠が発覚したことで結婚に至るケースは多く、最近では、いわゆる「できちゃった婚」という言葉も定着してきました。

しかし、年齢的に収入が不安定なことから、結婚しても、すぐに離婚してしまうケースや結婚しない、いわゆる未婚の母も増えてきています。

平成17年版 国民生活白書「子育て世代の意識と生活」によると、30歳未満の有配偶離婚率は高まってきており、特に19歳以下は58.4%、20～24歳は42.5%と、高い数値を示しています。これは婚前妊娠の割合の高い年齢階層と重なることから、できちゃった婚の離婚率も高いことが予想されます。また、最近は知り合ってからすぐに結婚するスピード婚も話題になっています。

結婚に対する意識の変化を感じますが、短い交際期間では相手をよく知ることができず、結婚後間もなく、破たんするスピード離婚もよく聞く話です。後悔しないためにも、結婚・出産・家族について、考える時期にきているのではないのでしょうか。

【婚前妊娠件数の推移と母親の年齢階層別割合】

年次	嫡出第1子出生数	婚前妊娠件数	母親の年齢階層別割合(%)				
			15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35歳以上
昭和55	660千人	83千人	47.4	20.1	7.8	7.1	6.6
60	593千人	103千人	61.5	31.2	9.8	8.3	8.8
平成2	522千人	109千人	67.0	41.5	12.4	9.3	9.4
7	557千人	125千人	73.9	47.0	14.2	9.2	10.0
12	569千人	150千人	81.7	58.3	19.6	10.9	10.3
16	522千人	139千人	82.9	63.3	22.9	11.7	10.9

2. ひとり親家庭等の世帯数

大分県では、昭和33年から、ひとり親家庭の世帯数を調査しています。ほぼ5年ごとの調査ですが、それぞれの調査時には、色々な傾向があるようです。

大分県がまとめた「県政のあゆみ」からその傾向をみると、昭和41年頃から離婚を原因とした母子世帯の増加が目立ちはじめ、昭和47年頃には、戦争原因による母子家庭が寡婦に移行し、減少しているのに比べ、離婚や交通事故を原因とする母子世帯は増加しています。また同時期に父子世帯数の調査も開始されました。昭和52年頃からは、未婚の母の増加が目立ち始めています。昭和60年代になると、男女雇用機会均等法(昭和60年)が制定され、女性の社会参加が進むなど社会環境の変化に伴い、離婚が増加し、母子・父子世帯の数が急増しています。平成に入ってから、急激な増減はないものの、依然、増加の傾向にあり、今回の調査では、前回調査に比べ、母子世帯は464件、父子世帯は51件、寡婦は563件増加しています。

【ひとり親家庭等の世帯数】

回	調査期日	世帯総数	母子世帯		父子世帯		寡婦	
			世帯数	世帯率	世帯数	世帯率	世帯数	世帯率
第1回	昭和33年10月10日	—	10,690	—	—	—	—	—
第2回	昭和35年7月1日	—	10,086	—	—	—	—	—
第3回	昭和38年11月1日	—	8,638	—	—	—	—	—
第4回	昭和41年7月1日	298,956	6,669	2.2%	—	—	—	—
第5回	昭和44年7月1日	308,884	6,099	2.0%	—	—	—	—
第6回	昭和47年7月1日	322,066	6,066	1.9%	565	0.2%	20,000	6.2%
第7回	昭和52年8月1日	354,675	6,497	1.8%	695	0.2%	15,000	4.2%
第8回	昭和55年8月1日	368,675	7,723	2.1%	895	0.2%	10,245	2.8%
第9回	昭和60年7月1日	400,809	12,825	3.2%	2,404	0.6%	28,056	7.0%
第10回	平成2年7月1日	413,028	11,776	2.9%	2,275	0.6%	14,354	3.5%
第11回	平成7年10月1日	435,387	10,378	2.4%	1,588	0.4%	9,769	2.2%
第12回	平成12年7月1日	457,990	10,759	2.3%	1,278	0.3%	11,856	2.6%
第13回	平成16年5月1日	470,850	12,357	2.6%	1,349	0.3%	14,970	3.2%
第14回	平成21年7月1日	488,545	12,821	2.6%	1,400	0.3%	15,533	3.2%

児童扶養手当の受給者は、平成18年度以降、増加の傾向にあります。背景には離婚の増加があり、世帯類型別でも、生別のうち、離婚によるものが増えていることがわかります。また、最近では未婚の母も微増しています。

【世帯類型別児童扶養手当受給者数】

年度	受給者数	生別		死別	未婚の母	父障がい	遺棄	その他
		離婚	その他					
10	7,937	6,963	6	98	421	73	181	195
11	7,800	6,840	4	94	499	58	120	185
12	8,137	7,140	9	91	539	50	107	201
13	8,343	7,349	5	98	565	45	90	191
14	8,579	7,617	10	95	556	40	69	192
15	9,063	8,104	16	95	597	39	70	142
16	9,541	8,558	14	89	617	37	59	167
17	9,827	8,832	14	82	615	38	61	185
18	10,046	9,042	12	77	627	37	53	198
19	10,192	9,166	9	67	640	34	50	226
20	10,513	9,386	10	66	718	34	48	251
21	10,379	9,358	0	58	652	32	49	230

3. 厳しい経済・雇用の状況

経済や雇用状況は有効求人倍率や完全失業率(※)から、伺うことができます。平成20年秋にアメリカで起きたリーマンショックをきっかけに、アメリカ経済に対する不安は広がり、やがて世界的な金融危機を招きました。輸出に依存する日本の産業界への影響も大きく、自動車・IC・精密機械などの事業所では、生産調整、人員整理などが相次ぎ、中でも非正規雇用者の解雇は大きな社会問題となりました。大分県経済も自動車・IC・カメラ関係の下請け企業が大きな打撃を受け、倒産回避のため、人員削減に踏み切った企業も少なくはなく、削減された労働者の多くは臨時・パート、派遣会社社員という状況でした。母子家庭の母親の就業率は88%を超える高率を示しています

が、臨時・パート、派遣会社勤務が多いことから、今回の経済不況の影響をまともに受けた形となりました。企業業績は回復傾向のにあるといわれていますが、雇用面の回復は遅く、また優秀な人材を確保しようと、資格・技能など厳しい求人条件を課す企業も増えています。安定した就業のためには、自ら職業意識、職業能力を高める努力が求められています。

(※)有効求人倍率や完全失業率・・・有効求人倍率は、公共職業安定所で扱った月間有効求人件数を月間有効求職者数で割ったもの。求職者一人あたり、何件の求人があるかを示しています。求人倍率が高いということは、企業が多く労働者を求めているからで、それだけ経済に活気があると考えられます。下表は、大分労働局管内の安定所別有効求人倍率の推移を紹介したのですが、平成21年8月の有効求人倍率は0.44で、これは安定所に100人の求職者が訪れたが、就職できたのは44人ということを示しています。完全失業率は、総務省統計局が毎月発表する統計指標で、調査期間中、①仕事があればすぐにでも仕事につくことができる。②仕事がなくとも少しも仕事をしなかった。③求職活動している。の3つの条件を満たす者を完全失業者とし、これを15歳以上で、従業者・休業者・完全失業者をあわせた労働力人口で割ったものです。

[大分県における有効求人倍率の推移(公共職業安定所別)]

年度	公共職業安定所別							大分県	全国
	大分	別府	中津	日田	佐伯	宇佐	豊後大野		
16	0.93	0.82	0.72	0.73	0.57	0.77	0.62	0.81	0.86
17	1.07	0.88	0.90	0.71	0.70	0.82	0.79	0.92	0.98
18	1.12	0.97	0.99	0.79	0.92	0.90	0.95	1.01	1.06
19	1.04	1.16	1.08	0.81	0.90	0.94	0.94	1.02	1.02
20	0.75	0.74	0.79	0.70	0.71	0.65	0.73	0.73	0.73
21年12月	0.50	0.43	0.45	0.45	0.55	0.44	0.58	0.44	0.46

[完全失業率の推移]

年度	大分県	全国
16	4.3	4.7
17	3.9	4.4
18	4	4.1
19	3.6	3.9
20	3.6	4.1
21年12月	—	5.1

4. ひとり親の意識

(1) 新しい生活への不安

母子家庭、父子家庭になった理由は離婚が最も多く、離婚に至った原因には様々な理由があります。性格があわない、暴力を振るう(精神的な虐待も含む)、生活費を渡さない・浪費などは、その代表的なものです。これを男女別で見ると、男性が女性に比べて多いのが「性格があわない」で、女性が男性に比べて多いのが「暴力をふるう」、「生活費を渡さない」などとなっています。

結婚に際しては、相手のことをよく知り、理想の家庭像を描いたはずなのですが、結婚して相手の性格がわかった、または、結婚して相手の性格が豹変したなどの背景があるようです。[最近の離婚事情]で、大分県では、同居期間5年未満で離婚件数が多いことを報告しましたが、これに離婚年齢の低年齢化の傾向を加えて考えると、収入面や生活面で、不安定なまま離婚に至ったケースが多くあることが想像されます。

(2) 離婚後の悩み、男性と女性の違い

離婚によって、生活は一変してしまいます。離婚後の悩みの統計データをみると、男女ともに「子どものこと(経済面やいじめへの不安など)」の割合が高く、男女別では、男性は「家事のこと」、「再婚のこと」の割合が、女性は「経済的なこと」、「就職のこと」の割合が高くなっています。離婚をしたものの、生活への不安は大きいことがわかります。また、男性が離婚後、「再婚」を考えるのに比べ、女性の中には、離婚という傷つき体験を引きずる方もおり、周囲の目を気にするなど、生活面や精神面での問題を抱える方も少なくありません。

(3) 自立の意識

母子家庭、父子家庭になって、実家に戻るケースがあります。両親からの経済的支援や子育ての支援を受け、早期に生活を安定させ、不安なく新たな人生のスタートをきることができるのはよいのですが、中には、過度に両親に依存してしまうケースも少なくありません。実家のご両親が若く、仕事を持っている間は生活を維持できますが、両親が高齢になり、介護が必要になった場合自分で家計を支えなければならなくなりますが、その頃には、年齢的に就業が難しい状況になっていることが予想されます。将来を見据えて、自立意識を持つことが大事です。

一方、色々な事情で、実家に戻れない方は身近な人々からの支援がないだけに、精神的・肉体的な負担が大きくなる傾向があります。

(4) 就職に対する意識

平成20年秋頃から、雇用状況は著しく悪化しており、「突然、解雇された」、「常勤雇用からパート雇用に替えられた」、「勤務日数が減り、大幅な収入減になった」という方も少なくありません。

企業側も優秀な人材を確保しようと、厳しい採用条件を付すようになったことから、再就職はなかなか難しく、求職者側には、以前にも増して仕事に関する知識や資格、技能など職業能力を身に付ける努力が求められています。しかしながら、厳しい雇用状況に十分に対応できている方は少なく、これまでどおりの就職活動を続けている方も多いのが現状です。

就職に当たっては、労働条件や賃金額だけで就職先を選ぶのではなく、しっかりと目的意識を持ち、自己の職業能力を高め、企業に対して、しっかりと自分をアピールする積極性が必要です。

■委員のひとこと

死別により母子・父子家庭になられた方々の悩みはあまり知られていないようですが、相続や亡くなった配偶者の親の介護、遺族年金のことなど、離婚により母子・父子家庭となられた方々とは異なる様々な悩みがあるようです。

第3章 ひとり親家庭の生活と意識

1. ひとり親家庭の生活と意識の調査

【第2次計画】の策定に当たっては、平成21年8月から9月にかけて「ひとり親家庭の生活と意識の調査」を実施し、各市町村で行う児童扶養手当現況届等の際にひとり親家庭の抱える問題や親子の思いを伺いました。

	母子家庭	父子家庭
配布部数	3,310部	360部
回収部数	2,674部	158部
調査項目	26項目	24項目
回収率	80.8%	43.9%
調査方法	無記名、本人記入	

(1) ひとり親家庭の世帯の状況

① 父母の年齢

母子家庭の母親の年齢は、「35～39歳」(25.8%)が最も多く、次いで「40～44歳」(24.0%)、「30～34歳」(16.0%)となっています。父子家庭では「35～39歳」(25.2%)が最も多く、次いで、「40～44歳」(19.4%)、「45～49歳」(18.1%)、となっています。年齢階層で見ると、45歳以上の年齢の人が多いのは父子家庭、29歳以下の方が多く、母子家庭となっています。

② ひとり親家庭になってからの期間

母子家庭では、「5～10年未満」(27.8%)が最も多く、次いで「1～3年未満」(24.7%)、「3～5年未満」(18.6%)となっています。父子家庭では、「5～10年未満」(35.9%)と最も多く、次いで「1～3年未満」(26.3%)、「3～5年未満」(19.9%)となっています。ひとり親になってからの期間は、母子・父子家庭ともに、半数以上の方が、5年未満となっています。

③ 養育する児童数(別居の子どもを含む)

母子家庭では、「1人」(44.9%)が最も多く、次いで「2人」(36.5%)、「3人」(14.1%)となっています。父子家庭では、「2人」(43.3%)が最も多く、次いで「1人」(36.3%)、「3人」(15.9%)となっています。

④ 児童の就学状況

母子家庭では、「小学生」(34.4%)が最も多く、次いで「高校生以上」(22.3%)、「中学生」(22.2%)となっています。父子家庭では、「小学生」(41.3%)が最も多く、次いで「中学生」(28.4%)、「就学前」、「高校生以上」(共に15.1%)となっています。未就学の児及び小学生のいる世帯は、母子・父子家庭ともに半数以上あり、何らかの子育て支援を必要とすることがうかがえます。

(2)住居の状況

①持ち家、借家の状況

母子家庭では、「民間の借家・アパート」(36.5%)が最も多く、次いで「両親の家に同居」(26.5%)、「公営住宅」(21.3%)となっています。父子家庭では、「両親との同居」(40.8%)が最も多く、次いで「持ち家」(30.6%)、「民間の借家・アパート」(15.9%)となっています。母子家庭は父子家庭に比べ持ち家率が低く、父子家庭は両親との同居率が高いようです。

②家賃の状況(借家・アパート・公営住宅に居住している方を対象)

母子家庭では、「2万円未満」(32.4%)が最も多く、次いで「4万～4万5千円未満」(9.7%)、「5万～5万5千円未満」(9.5%)となっています。父子家庭では、「2万円未満」(35.7%)が最も多く、次いで「2万5千～3万円未満」、「3万5千～4万円未満」(共に16.7%)となっています。

③住宅をさがす時や入居の時に困ったこと

母子家庭では、「家賃が高い」(35.0%)が最も多く、次いで「敷金などの一時金の支払いに困った」(20.1%)、「公営住宅に空きがなく、なかなか入居できない」(18.4%)となっています。父子家庭では、「家賃が高い」(31.7%)が最も多く、次いで「敷金などの一時金の支払いに困った」(19.8%)、「希望する場所に住居が見つからない」、「公営住宅に空きがなく、なかなか入居できない」(共に、18.3%)となっています。

(3)仕事について

①母子家庭になる前の就業形態について

母子家庭を対象に伺いました。「臨時・パート勤務」(32.9%)が最も多く、「常用勤務」(25.3%)、「自営」(4.6%)、「派遣契約勤務」(3.1%)で、有職率は67.7%となっています。

②母子家庭になった直後(1年以内)の就業形態について

母子家庭を対象に伺いました。「臨時・パート勤務」(43.7%)が最も多く、次いで「常用勤務」(28.7%)、「派遣契約勤務」(4.8%)、「自営」(2.5%)で、有職率は81.7%となっています。

③現在(調査時点)の就業形態について

母子家庭では、「常用勤務」(40.6%)が最も多く、次いで「臨時・パート勤務」(37.0%)、「派遣契約勤務」(4.2%)となっています。これまでの就業形態とは、「常用勤務」と「臨時・パート勤務」が逆転しており、これは「臨時・パート勤務」から安定した収入と健康保健への加入が可能な「常勤雇用」へ転換を図った結果と思われます。また、有職率は87.2%となっています。父子家庭では、「常用勤務」(62.2%)が最も多く、次いで「自営」(10.8%)、「臨時・パート勤務」(7.4%)で、有職率は89.9%となっています。有職率でみると、平成16年度の調査では、母子家庭は88.4%、父子家庭は89.6%で、母子・父子ともに若干の落ち込みが見られます。

④現在(調査時点)の職種について

母子家庭では、「(看護師、保育士など)専門的・技術的な仕事」(22.9%)が最も多く、次いで「事務的な仕事」(20.8%)、「(スーパー、商店など)販売の仕事」(14.0%)、「製造・建設業」(9.4%)となっています。父子家庭では、「製造・建設業」(38.4%)が最も多く、次いで「(運転手、運送従事者など)運輸・通信の仕事」(15.2%)、「専門的・技術的な仕事」、「技能的な仕事」(共に5.8%)となっています。

⑤現在(調査時点)の兼職の状況について

母子家庭では、「仕事は一つだけである」(92.6%)、「二つ以上の仕事をしている」(7.4%)となっています。父子家庭では、「仕事は一つだけである」(96.9%)、「二つ以上の仕事をしている」(3.1%)となっています。

⑥仕事に対する悩みや不満について(複数回答)

母子家庭では、「収入が少ない」(26.1%)が最も多く、次いで「帰りが遅くなる」(13.0%)、「休みがとりにくい」(12.8%)、「雇用や身分が不安定」(9.2%)となっています。父子家庭では、「収入が少ない」(24.0%)が最も多く、次いで「朝が早い」(12.9%)、「帰りが遅くなる」(12.7%)、「勤務時間が長い」(6.7%)となっています。

⑦習得したい資格・講座について(複数回答)

母子家庭では、「パソコン操作技術」(38.3%)が最も多く、次いで「介護・看護技術」(21.8%)、「免許関係」(17.3%)となっています。父子家庭では、「免許関係」(50.7%)が最も多く、次いで「パソコン操作技術」(29.1%)、「介護・看護技術」(6.1%)となっています。

⑧技能習得講座への希望について(複数回答)

母子家庭では、「受講料の軽減」(35.0%)が最も多く、次いで「居住地に近い場所での開講」(22.6%)、「土・日・祝の開講」(13.6%)、「夜間の開講」(11.7%)となっています。父子家庭では、「受講料の軽減」(31.8%)が最も多く、次いで「居住地に近い場所での開講」(23.5%)、「土・日・祝の開講」(18.0%)、「夜間の開講」(12.9%)となっています。なお、回答者の多くは有職者が多いことから、現在何らかの仕事に就いているが、常勤雇用や転職をめざし、職業能力を向上させたいという積極的な姿勢をうかがうことができます。

(4)収入について

①収入源について(複数回答)

母子家庭では、「就労収入」(58.4%)が最も多く、次いで「各種年金・手当」(21.4%)、「養育費・慰謝料」(7.9%)となっています。父子家庭では、「就労収入」(78.0%)が最も多く、次いで「各種年金・手当」(6.6%)となっています。

②平成20年の総収入について

母子家庭では、「100万円未満」(32.2%)が最も多く、次いで「100万～150万円未満」(30.1%)、「150万～200万円未満」(16.9%)、「200万～250万円未満」(12.2%)となっています。父子家庭では、「200万～250万円未満」(24.0%)が最も多く、次いで「250万～300万円未満」(16.9%)、「300万～350万円未満」(共に、16.9%)、「100万円未満」(13.6%)となっています。年間収入150万円未満は、母子家庭は62.3%、父子家庭は21.4%、また250万円未満では、母子家庭は91.4%、父子家庭は56.4%となっています。

③平成20年の就労収入について

母子家庭では、「100万～150万円未満」(31.3%)が最も多く、次いで「100万円未満」(31.0%)、「150万～200万円未満」(17.6%)、「200万～250万円未満」(10.9%)となっています。父子家庭では、「200万～250万円未満」(18.2%)が最も多く、次いで「100万円未満、250万～300万円未満」(共に、17.4%)、「150万～200万円未満」(15.2%)、「100万～150万円未満」(12.9%)となっています。年間収入150万円未満は、母子家庭は62.3%、父子家庭は30.3%、年間所得250万円未満では、母子家庭は90.8%、父子家庭は63.7%となっています。

(5)子育て、生活全般について

①ひとり親家庭になった直後(1年以内)に困ったこと(複数回答)

母子家庭では、「経済的なこと」(28.9%)が最も多く、次いで「仕事」(18.1%)、「健康」(15.6%)、「老後」(9.0%)となっています。父子家庭では、「経済的なこと」(27.4%)が最も多く、次いで「家事など身の回りのこと」(20.5%)、「仕事」(18.0%)となっています。

②現在(調査時点)困っていること(複数回答)

母子家庭では、「経済的なこと」(29.0%)が最も多く、次いで「健康」(16.8%)、「仕事」(15.2%)、「老後」(12.7%)となっています。父子家庭では、「経済的なこと」(27.4%)が最も多く、次いで「家事など身の回りのこと」(16.5%)、「仕事」(13.9%)、「健康」(13.6%)となっています。

③ひとり親家庭になった直後(1年以内)に、子どものことで困ったこと(複数回答)

母子家庭では、「しつけ」(25.7%)が最も多く、次いで「健康」(16.6%)、「学校行事への参加」(14.8%)、「進学」(10.4%)となっています。父子家庭では、「学校行事への参加」(25.7%)が最も多く、次いで「しつけ」(23.4%)、「健康」(19.1%)となっています。

④現在(調査時点)、子どものことで困っていること(複数回答)

母子家庭では、「しつけ」(25.1%)が最も多く、次いで「健康」(12.5%)、「学校行事への参加」(10.8%)となっています。父子家庭では、「しつけ」(22.4%)が最も多く、次いで「学校行事への参加」(21.2%)、「健康」(16.6%)、「進学」(11.3%)、「学業不振」(10.2%)となっています。

(6)養育費について

①養育費の受け取りについて

母子家庭では、「一度も受け取ったことがない」(68.5%)が最も多く、次いで「定期的に受け取っている」(13.8%)、「(以前は受け取っていたが)現在は受け取っていない」(12.0%)となっています。父子家庭では、「一度も受け取ったことがない」(87.3%)が最も多く、次いで「定期的に受け取っている」(6.0%)、「不定期だが受け取っている」(3.7%)となっています。

②養育費の取り決めについて

母子家庭では、「取り決めをしていない」(64.2%)が最も多く、次いで「公的文書で取り決めをしている」(18.6%)、「文書はないが、取り決めをしている」(10.3%)となっています。父子家庭では、「取り決めをしていない」(83.5%)が最も多く、次いで「文書はないが、取り決めをしている」(9.5%)となっています。「取り決めをしていない」と回答した方の中には、離婚時に、既に相手が経済的に破綻しているケースや行方不明などあり、取り決めをしたくてもできない方も含まれているようです。

③取り決めは守られているか。

母子家庭では、「守られている」(40.2%)が最も多く、次いで「全く守られていない」(37.2%)、「一部守られていない」(22.6%)となっています。父子家庭では、「守られている」(75.0%)が最も多く、次いで「一部守られていない」(20.0%)、「全く守られていない」(5.0%)となっています。

(7) 行政に望むこと

母子家庭のみなさんから

①年金、児童扶養手当の増額	14.0%
②奨学金制度の充実	10.0%
③就学援助の充実	9.7%
④医療費の助成	9.6%
⑤資格・免許取得講習会の充実	7.4%
⑥就職あっせんの充実	6.7%
⑦公営住宅の優先入居	6.4%
⑧子ども一時預かり制度の充実	4.0%
⑧子育て・家事援助の充実	4.0%
⑨保育所・放課後児童クラブの増加	3.8%
⑩保育料の軽減	3.6%
⑪公的貸付資金の増額・充実	3.4%
⑫母子寡婦福祉会の育成強化	3.2%
⑬父子手当の創出	3.0%
⑭保育サービスの充実	2.9%
⑮結婚を前提とした出会いの場の創出	2.2%
⑯生活保護制度の充実	2.0%
⑰生活相談窓口の充実	1.7%
⑱ひとり親世帯を対象としたレクリエーション事業の充実	1.6%
⑲その他	0.9%

父子家庭のみなさんから

①父子手当の創出	15.9%
②医療費の助成	10.2%
③就学援助の充実	8.9%
④奨学金制度の充実	8.5%
⑤年金の増額	6.6%
⑥子育て・家事援助の充実	5.5%
⑦公的貸付資金の増額・充実	4.8%
⑧資格・免許取得講習会の充実	4.7%
⑨公営住宅の優先入居	4.5%
⑩就職あっせんの充実	4.2%
⑪結婚を前提とした出会いの場の創出	4.0%
⑫子ども一時預かり制度の充実	3.4%
⑫保育料の軽減	3.4%
⑬保育所・放課後児童クラブの増加	2.9%
⑬生活保護制度の充実	2.9%
⑭生活相談窓口の充実	2.7%
⑮保育サービスの充実	2.1%
⑮ひとり親世帯を対象としたレクリエーション事業の充実	2.1%
⑯シングルファーザーの会の創出	1.8%
⑰その他	0.7%

母子家庭・父子家庭ともに、手当や年金など経済的支援に関する要望が多く寄せられました。特に子どもの就学援助への希望は高くなっています。次いで、健康への不安を背景とした医療費助成、自立した生活を営むための就業支援、子育て・家事援助の充実、公営住宅への優先入居を求める要望も高くなっています。

第4章 計画の基本理念と施策の基本的な考え方

1. 計画の基本理念(めざす姿)

基本理念は、【第2次計画】が目指す姿を示しています。自立のためには、本人が努力することはもちろんですが、様々な課題を乗り越えて行く上で、周囲の協力も不可欠です。また、最終的には、「子どもたちの健やかな育成」に結びつくものでなければなりません。

基本理念

ひとり親家庭等が、自ら進んで生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立し、ひとり親等の健康で文化的な生活と子どもの健やかな育成が実現する社会づくりを目指します。

2. 施策の基本的な考え方

(1) 母子及び寡婦福祉法を尊重

大分県ひとり親家庭等自立促進計画(以下、自立促進計画)は、「母子及び寡婦福祉法」に基づくものです。「母子及び寡婦福祉法」は、母子および寡婦の福祉に関する基本法と言われ、第1条から第4条までに、法の目的、基本理念、国および地方公共団体の責務、母子家庭及び寡婦の責務などが示されています。自立促進計画や計画に基づく施策は、「母子及び寡婦福祉法」の理念を尊重したものでなければなりません。

■母子及び寡婦福祉法(抜粋)■

- ・法の目的(第1条)
母子家庭および寡婦の生活の安定と向上のための措置を講じることにより、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること。
- ・母子家庭および寡婦の福祉の基本理念(第2条)
すべての母子・寡婦の健康で文化的な生活を保障し、その養育される児童が心身ともに健全に育成されること。
- ・国及び地方公共団体の責務(第3条)
国及び地方公共団体は母子家庭および寡婦の福祉を増進する責務を負っていること。
- ・母子家庭及び寡婦の責務(第4条)
母子家庭の母および寡婦は、みずから自立するよう努力しなければならないこと。

(2) 自立をめざす父や母のために、きめ細やかな施策の展開

自立促進計画に基づく施策を実施する上で、一番大切なことは、子どもが心身ともに健やかに育つことです。そのためには、子どもの養育の場である家庭での健康で文化的な生活を保障し、さらに親子の生活の安定と向上のために、施策を実行していかなければなりません。

また、「自立」ということを考えると、それぞれの家庭においても、その生活を安定させ、自立に向けて、努力していくことが求められます。自立促進計画に掲げる施策は、自立に向けて努力する全ての父や母のためになる、きめ細やかなものでなければなりません。

(3) 施策の総合的推進

ひとり親家庭の父や母は、家計を支えるための就業、日常の家事や子育てを一人で担わなければならないだけでなく、精神的にも、肉体的にも負担が大きくなる傾向があります。しかしながら、母子家庭の母や寡婦の就業状況はあまり恵まれておらず、就業による所得は一般的に低くなっているのが実情です。また所得の向上を目指そうとしても、仕事と家事・子育ての両立は難しい状況があります。こうしたひとり親家庭の抱える問題を解決するため、自立促進計画では、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援を総合的・複合的に展開します。

(4) 新たな課題に対応した施策の展開

離婚の増加、厳しい雇用状況など、ひとり親家庭を取り巻く環境はこの5年間で大きく変化し、またひとり親の意識も変わってきました。残念ながら、こうした変化は、必ずしもひとり親家庭に有利なものばかりではなく、より厳しい現実となって、ひとり親家庭に降りかかっています。

【第2次計画】では、「厳しい現実＝課題」と捉え、施策の展開に当たって新たな視点を設けることにしています。

① 仕事と子育ての両立のために

自立した生活を営むために、就業したいが、「延長保育や休日保育を行っている保育園が少なく、夜勤や休日出勤等に対応できないために働きたくても働けない」、「複数の仕事に就かなければ生活できない」、「子どもと過ごす時間が減り、子どもへの影響が心配」など、仕事と子育ての両立には、まだ多くの課題があります。

【施策展開の視点】

- ・子育て、生活支援事業の拡充
- ・市町村、母子寡婦福祉会、関係団体等との連携協働

② 安定した就業先の確保のために

経済不況を背景とした雇用状況の悪化は重大な問題です。求人件数が減少したことで、就職戦線は大変厳しいものになり、職務遂行に必要な高度な技能・資格を求める企業も増えてきました。これからの就職活動では、より自分をアピールできるよう、自らの職業意識や職業能力を向上させていく必要があります。

【施策展開の視点】

- ・支援機関(市町村、社会福祉協議会、母子寡婦福祉団体など)の専門性の向上
- ・職業能力の向上
- ・ハローワーク、ジョブカフェとの連携協働

③力強く、自立に向かって歩むために

女性の離婚年齢が低年齢化するとともに、未婚の母も増えています。このことは、生活や子育てについて、より支援が必要な親子が増えてきたことを意味します。また、離婚という経験は想像以上に重く、母子家庭の中には、十分に立ち直りができず、不安を抱えたまま新生活へのスタートを切る方が少なくありません。こうしたひとり親家庭を孤立させることなく、しっかりと自立に導いていくことが施策を展開する上で、とても大事な要素となります。

【施策展開の視点】

- ・子育て、生活支援事業の拡充
- ・親子の自立意識の醸成
- ・児童の修学支援
- ・市町村、母子寡婦福祉会、関係団体等との連携協働

④養育費確保のために

経済的に不安定な母子家庭にとって、養育費の確保も大事な課題です。養育費の支払いは、親の責任です。しかしながら、取り決めをしていない、取り決めをしているが、支払いがないなど、まだ十分には認知されていないのが現状です。養育費に関する意識を高め、法的解決に向けての支援が必要です。

【施策展開の視点】

- ・支援機関(市町村、社会福祉協議会、母子寡婦福祉団体など)の専門性の向上

3. 計画の基本目標

基本目標は基本理念(めざす姿)を実現するための、施策展開の方向性を示すものです。【第2次計画】では、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費確保対策の充実」、「経済的支援の充実」の4つの基本目標を設定し、各種施策を実行します。

第5章 ひとり親家庭等の自立促進のための施策

1. 子育て・生活支援の充実

(1) 相談事業の充実

① 母子自立支援員による相談事業の充実

母子自立支援員は、ひとり親家庭等が直面する、様々な問題の解決に欠かせない心強い味方です。仕事、子育て、生活の悩みなど、あらゆる相談にマン・ツー・マンで応えます。

[取組]

- ・あらゆる相談に適切に対応できるよう、母子自立支援員を対象に専門研修を実施します。
- ・プライバシーの保護に配慮した相談室の整備を進めます。

母子自立支援員及びひとり親家庭相談窓口	市: 母子福祉担当課に配置 18名(平成21年4月現在) 町村: 東部保健所地域福祉室(日出町・姫島村) 西部保健所地域福祉室(九重町・玖珠町)
お問い合わせ	各市母子福祉担当課 東部保健所地域福祉室 0977-72-2327 西部保健所地域福祉室 0973-72-9522

② 母子福祉センター事業の充実

母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、自立を支援する福祉施設である「母子福祉センター」における事業の充実を図ります。

[取組]

- ・母子自立支援員による相談援助、弁護士による無料法律相談(要予約)を実施します。
- ・母子福祉センターの利用が困難な遠距離居住者のため、地域巡回相談会を開催します。

お問い合わせ	母子福祉センター 097-552-3313
--------	-----------------------

③ 子育て相談機能の充実

様々な児童の問題に対応する「大分県こども・女性相談支援センター(仮称)」を整備し、子育て相談機能を充実します。

[取組]

- ・育児・しつけ・不登校・非行など、24時間・365日体制で子育てに関する悩みにお応えします。

お問い合わせ	子育て相談専用電話 097-545-0110
--------	------------------------

(2) 保育サービス等の充実

① 保育所優先入所の実施

ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、保育所における優先入所を促進します。

[取組]

全市町村で継続実施します。

② 延長保育の推進

就業時間に合わせた送迎ができるよう、早朝・夕方の延長保育を行う実施箇所の拡大を促進します。

[取組]

平成21年度 182カ所 → 平成26年度 191カ所

③ 一時預かりの推進

就職活動や冠婚葬祭、育児疲れや病気など一時的に保育が必要となった場合、一時保育を行う実施箇所の拡大を促進します。

[取組]

平成21年度 132カ所 → 平成26年度 147カ所

④ 休日保育の推進

日曜・祝日に勤務する保護者のために、休日保育を行う実施箇所の拡大を促進します。

[取組]

平成21年度 17カ所 → 平成26年度 22カ所

⑤ 病児・病後児保育の推進

病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを病院等で一時的に預かる病児・病後児保育の実施箇所の拡大を促進します。

[取組]

平成21年度 11カ所 → 平成26年度 23カ所

⑥ 放課後児童クラブ事業の推進

昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、ひとり親家庭の優先利用、受入児童の年齢制限の引上げ、利用料金の低減といった取組を促進します。

[取組]

平成21年度 223カ所 → 平成26年度 262カ所

お問い合わせ

各市町村児童福祉担当課

(3)子育て支援サービスの充実

①母子家庭等日常生活支援事業の充実

母子家庭等日常生活支援事業は、ひとり親等が病気や仕事、冠婚葬祭、就職活動など、一時的に生活援助や子育てに対する援助を必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、子育て支援などのサービスを提供するものです。

[取組]

- ・事業のPRを行い、利用者の拡大を図ります。
- ・家庭生活支援員を対象に研修を行い、サービスの向上を図ります。
- ・仕事と子育ての両立支援を目的に、地域の福祉施設等を活用し、低料金で継続的に託児サービスについて、モデル事業の実施など調査研究を行います。
- ・子育て支援員養成講座を開講し、家庭生活支援員の増員を図ります。

お問い合わせ	各市町村母子福祉担当課 (財)大分県母子寡婦福祉連合会 097-552-3313
--------	---

②ひとり親家庭生活支援事業の推進

ひとり親家庭生活支援事業は、孤立しがちなひとり親家庭の仲間づくりとその生活の向上のために、地域の実情に応じた研修、教室、交流会を行うものです。事業実施箇所の拡大を図ります。

[取組]

平成21年度 4カ所 → 平成26年度 18カ所

お問い合わせ	各市町村母子福祉担当課
--------	-------------

③子育て短期支援事業の推進

子育て短期支援事業は子育て支援と児童福祉の向上を目的に、児童養護施設等を活用して行います。ショートステイ事業は、保護者が病気、仕事、育児疲れなどの事情により、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間(原則7日間)、児童を預かるものです。また、トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等の理由により、恒常的に帰宅が夜間になる場合
休日の勤務により家庭での養育が一時的に困難になった場合等に、一時的に預かるものです。事業実施箇所の拡大を図ります。

[取組]

《ショートステイ事業》

平成21年度 4市町村 → 平成26年度 8市町村

《トワイライトステイ事業》

平成21年度 3市町村 → 平成26年度 3市町

④ファミリー・サポート・センター事業の推進

ファミリー・サポート・センター事業は、地域において育児の支援を受けたい人と支援を行いたい人が会員となり行う子育て支援事業です。事業実施箇所の拡大を図ります。

[取組]

平成21年度 6市町村 → 平成26年度 13市町村

⑤地域子育て支援拠点事業の推進

地域子育て支援拠点は、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、主に乳幼児のいる親とその子どもたちが気軽に集い、交流や育児相談ができる場所です。事業実施箇所の拡大を図るとともに、家庭等に出向き、支援を行うなど機能の充実に努めます。

[取組]

平成21年度 58カ所 → 平成26年度 71カ所

⑥子育て支援情報等の提供

広報誌やホームページ等を活用し、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保対策、経済的支援に関する情報提供を行います。また、地域の母子寡婦福祉会と連携して、施策や制度に関する研修を行います。

[取組]

- ・県、市町村広報誌を活用して情報提供を行います。
- ・ホームページによる情報提供を行います。
- ・地域ごとに行政説明会を開催します。

お問い合わせ	各市町村児童福祉担当課
--------	-------------

(4)住居、生活の場の確保

①公営住宅優先入居の推進

公営住宅の入居者を公募する際、母子・父子家庭の優先枠を設け、優先入居を推進します。

お問い合わせ	市町村営住宅:各市町村公営住宅担当課 県営住宅:大分県住宅供給公社県営住宅管理部 097-532-5137
--------	---

②母子生活支援施設の利用促進

母子生活支援施設は、生活や子どもの養育が困難になった母子家庭のために生活の場を提供し、その心身と生活を安定させ、自立に向けた相談援助を行う施設です。

[取組]

- ・支援が必要な母子家庭の入所を促進します。

《母子生活支援施設》

施設名	所在地	電話番号
大分市しらゆりハイツ	大分市南春日町4-40	097-545-9502
永生会母子ホーム	別府市野口中町14-3	0977-26-2355
別府厚生館	別府市立田町3-32	0977-22-0418

(5) 児童の就学支援、親子の自立意識の醸成

①奨学金等の活用促進

子どもの就学援助には、義務教育段階から高校・大学等の進学に際して活用できる奨学金制度、高校の授業料助成制度など様々な支援策が準備されています。こうした制度の活用促進を図るとともに、民間の保険制度等を活用した就学資金の積み立て制度の実施を検討します。

[取組]

- ・就学予定のあるひとり親家庭を対象に、就学準備研修を行い、制度の周知、利用拡大を促進します。
- ・(財)大分県母子寡婦福祉連合会において、低負担で加入できる学資積み立て制度について、調査・研究を行います。

②ファイナンシャルプランナーによる生活指導の推進

母子家庭の母が、まず直面するのは経済的な問題です。本人の就労収入や児童扶養手当など限られた収入の有効活用について、専門家が助言・指導を行うことによって、経済的自立を支援し、自立意識を醸成するアドバイス事業を推進します。

[取組]

- ・家計チェックシートやライフプランシートを活用して、希望者を対象に専門家が助言・指導を行う講座を実施します。

お問い合わせ

大分県少子化対策課 097-506-2704

(6) 関係団体との連携

①地域母子寡婦福祉会(母子部会)の活動支援

地域の母子寡婦団体の活動支援を通じて、親子の交流の場づくりを進め、ひとり親家庭の孤立感の解消や施策・制度の情報提供を行い、その生活の安定を図ります。

[取組]

- ・地域の母子寡婦団体に対し、その活動を支援します。
- ・(財)大分県母子寡婦福祉連合会を通じて、母子部会への支援を拡充します。

お問い合わせ

各市町村母子福祉担当課
(財)大分県母子寡婦福祉連合会 097-552-3313

2. 就業支援の充実

(1) 就業あっせん等の充実

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母や寡婦の就業による自立の促進を目的に、就業相談員、就業支援員を配置し、就業相談、ホームヘルパー2級資格講座、就業情報の提供、無料職業紹介など就業支援活動を行っています。また、個々の母子家庭の実情に応じた就業支援を行うため、母子自立支援プログラム策定員を配置し、就職活動の支援も行っています。

[取組]

- ・就業相談員、就業支援員、母子自立支援プログラム策定員を配置を促進し、相談から企業紹介まで継続した支援の充実を図ります。
- ・就職に有利な資格取得や技能の開発を目的に、就業支援講習会の充実を図ります。

② 地域巡回就業支援相談会の開催

母子家庭等就業・自立支援センターから遠距離の地域を対象に、【地域巡回就業支援相談会】を実施するとともに、母子自立支援員と連携して、地域での就業支援を推進します。

[取組]

- ・市町村(大分市は独自に実施)と連携して、就業自立を目指す母子家庭のお母さんや寡父子家庭のお父さんを対象とした地域巡回就業支援相談会を実施します。
- ・母子自立支援員を通じて、母子家庭のお母さんや寡婦を対象に就業支援事業利用者の拡大を推進します。

③ ジョブカフェ等と連携した、母子・父子家庭養育児童の就業支援の推進

就職困難な状況にある母子・父子家庭の養育児童を対象に、ジョブカフェ等の若年者向け就業支援機関と連携した支援体制を確立し、就業支援を推進します。

[取組]

- ・就業支援地域巡回相談会場で、若年者向け就業相談を行い、ジョブカフェ等と連携した就業支援を推進します。

④ 企業等への申入れ活動の促進

母子家庭の母や寡婦の就業を支援するため、企業訪問等を行い、雇用に対する理解と協力を求めます。

[取組]

- ・地域の母子寡婦福祉団体と連携して、地域内の企業・団体等に対し積極的に申入れを行います。

お問い合わせ

母子家庭等就業・自立支援センター 097-552-3313

(2) 職業能力開発の支援

①再就職支援セミナーの開催

就職活動に意欲的に取り組む母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、就業意識の向上と就職活動を支援を目的とする再就職支援セミナーを開催します。

[取組]

- ・再就職支援セミナーを開催することにより、就職活動に必要な知識、技能の獲得を推進します。

②キャリアカウンセラーによる個別指導の充実

ひとり親の就業意識を高め、就職活動をより有意義なものとするため、一人ひとりに対応した、適正・適職の発見や就職活動を行ううえでの課題解決など、専門家によるキャリアカウンセリング(仕事に関する相談)を実施します。

[取組]

- ・キャリアカウンセラーによる個別指導の充実を図ります。

③自立支援給付金事業の利用促進

自立支援給付金事業は、就職に有利な資格・技能の取得を促進するものです。

県や市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭のお母さんに対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部を給付する自立支援教育訓練給付金事業と、母子家庭の母が看護師や保育士など2年以上の修業期間を要し、資格・技能を取得する場合に訓練促進費入学支援修了一時金を支給する「高等技能訓練促進費等事業」があります。

※一部の市では実施していません。

[取組]

- ・広報誌、ホームページ等を通じて、自立支援給付金事業の周知を図ります。
- ・就業相談等を通じて、積極的に自立支援給付金事業の活用を推進します。
- ・高等技能訓練促進費等事業に取り組む市に対し、事業費補助を行い、利用者の拡大を推進します。(※平成26年9月まで)

お問い合わせ	各市母子福祉担当課
	東部保健所地域福祉室(姫島村・日出町) 0977-72-2327
	西部保健所地域福祉室(九重町・玖珠町) 0973-72-9522

(3) 支援機関の専門性の向上

①就活対応力向上研修の実施

母子自立支援員を対象に、就職活動支援に必要な知識・技能の取得を図る研修を実施し、地域における就業支援活動の充実を図ります。

[取組]

- ・母子自立支援員を対象に、就活対応力向上研修を実施します。

3. 養育費確保対策の充実

(1) 養育費確保に向けた支援

① 弁護士による無料法律相談

養育費の取り決めや履行の確保については、当事者同士の話し合いや家庭裁判所に判断を委ねるなどの解決の方法がありますが、養育費の額や受渡し方法、あるいは未払いの場合の対処など専門的な知識や法的対応が必要な場合があります。母子福祉センターでは、こうした問題について、迅速な解決を図るため、弁護士による無料法律相談を行っています。

[取組]

- ・母子福祉センターで行っている弁護士による無料法律相談(要予約)を継続実施し、養育費の確保対策を推進します。

② 養育費専門相談員の設置

養育費専門相談員を配置して、養育費等の相談に対応するとともに、養育費に関する知識の普及を図り、養育費確保の気運を醸成します。

[取組]

- ・母子福祉センター内に、養育費専門相談員を配置し、弁護士・母子自立支援員と連携し相談体制の確立を図ります。

お問い合わせ

母子福祉センター 097-552-3313

③ 養育費確保対策研修の実施

母子自立支援員を対象に、養育費確保に関する研修を実施し、地域における養育費相談体制の充実を図ります。

[取組]

- ・母子自立支援員を対象に養育費に関する知識を深めることを目的に養育費確保対策研修を実施します。

4. 経済的支援の充実

(1) 経済的自立のための支援

① 母子寡婦福祉資金の貸付

母子寡婦福祉資金の貸付を通じて、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図ります。

[取組]

- ・母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行い、利用促進を図ります。
- ・一部の貸付について、保証人を不要とするなど貸付条件の緩和を行います。
- ・個人情報の保護に配慮した貸付を行います。

②児童扶養手当の支給

児童扶養手当の支給を通じて、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上、自立促進を図ります。

[取組]

- ・児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に行い、不正受給の防止など適正な支給に努めます。
- ・個人情報保護に配慮した支給を行います。

③ひとり親家庭医療費助成事業の実施

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭の母又は父及び児童に係る医療費の一部助成を行います。

[取組]

- ・ひとり親家庭医療費助成事業を行う市町村に対し、補助を行います。

お問い合わせ	各市町村母子福祉担当課
--------	-------------

message 共に歩もう、未来へ

ひとり親家庭等に対する取組は、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保対策、経済的支援の4つに分けることができます。「ひとり親家庭の生活と意識の調査」結果によれば「経済的なこと」で悩んでいる方が最も多くなっています。働いて収入を得たくても、子育てや家事もあり、なかなか上手く行かないなど、心身ともに負担が増し、疲労も大きくなりがちです。不安や悩みがある場合は、一人で抱え込まず、身近な相談窓口を利用しましょう。自分以外の誰かに聞いてもらうことで気持ちや問題の整理ができ、前に進む勇気が湧いてくるものです。様々な支援策も用意されていますので、上手に活用してもらいたいと思います。

また、子育てに関しては「しつけ」の悩みが最も多くなっており、仕事や家事等に追われ、子どもと関わる時間が十分持てないことも要因のひとつと考えられます。

親の不安は子どもにも伝わります。子どもは周囲の影響を受けやすいのです。また、自分の不安を上手く伝える術を持たず、態度や言動、行動でSOSのサインを出すことがあります。例えば、学校から帰ってすぐに、何も言わず布団に潜り込むなど、普段の様子とどこか違うと感じたら、ひと声かけてみましょう。親が自分のことを気遣ってくれている、見守ってくれていると感じることで、随分安心できるものです。但し、思春期になると、親に話したくないこともありますので深追いはしないことも大切です。心配でしょうが、子どもから話し始めるのを待つことも大切です。

第6章 計画の推進のために

1. 相談援助機能の充実

ひとり親家庭になると、生活が一変するため、これまで想像もしなかった事が現実の問題として、次々に目の前に現れてきます。自分で解決できるものはよいのですが、就職や子育てのこと、養育費のことなど、自分の思い通りにならないものの方が圧倒的に多いのが実情です。また、その解決には時間と労力を要するものも少なくありません。

【第2次計画】は、こうしたひとり親家庭が抱える課題の解決を目指すものですが、計画ができたからといって、問題がすぐに解決するものでもありません。それは、就業の問題にしても、養育費の問題にしても、一人ひとりの意識に関係するものですし、行政の取組に加え、企業や学校、地域の協力が必要とされるからです。

計画の推進に当たっては、ひとり親家庭の皆さんが孤立することのないよう、不安や悩みを気軽に相談でき、コミュニケーションを図ることができる場として、市町村をはじめ社会福祉協議会、母子自立支援員、民生委員・児童委員、地域の母子寡婦福祉会等を相談援助機関に位置付けるとともに、機関相互が連携して相談・支援を行うなど相談援助機能の充実を図ります。

2. 情報提供の充実

施策や制度の周知が不十分との【第1次計画】の反省を踏まえ、計画の推進に当たっては、情報提供の充実を図ります。県や市町村の広報誌、ホームページ等を活用するとともに、前述の相談援助機関と連携して、子育て・生活支援や就業支援など制度の周知を図ります。

3. 国、県、市町村の連携

【第2次計画】に基づき、ひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、国・県・市町村がそれぞれの役割を担い、互いに連携することが必要です。計画の推進に当たっては、国・県・市町村の役割を明らかにし、相互の理解と連携を深めながら、効果的な施策の推進に努めます。

《国の役割》

ひとり親家庭等に対する施策や制度の企画・立案を行い、また情報提供等を通して都道府県や市町村の支援を行います。また、大分労働局や公共職業安定所（ハローワーク）は就業機会創出、雇用安定のための各種事業を行います。

《県の役割》

広域的な観点から行う母子福祉センター、母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じて、市町村による就業支援事業等が円滑に進められるよう、情報提供や助言を行います。

《市町村の役割》

住民に最も身近な存在であることから、常に相談窓口を開き、要支援者の発見に努め、児童扶養手当の支給、子育て・生活支援、就業支援などの自立支援策を一体的に行います。

4. 関係団体、組織等との連携

ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対して、迅速な解決を図るためには、周囲の人々の協力が不可欠となります。例えば、子育て支援では保育所や学校が、就業支援ではハローワークや企業、キャリアカウンセラーが、養育費確保では弁護士や裁判所が親子を支える大きな力となっています。

身近な存在としては、地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体も忘れることはできません。また、最近はある分野で活躍するNPO(非営利で社会貢献や慈善事業を行う)団体や組織等が数多く誕生しています。計画の推進に当たっては、これらの機関・団体・事業所と連携を深め、効果的な施策の実施ときめ細やかな福祉サービスの展開に努めます。

資料編

「声」～アンケート調査、母子と寡婦のつどいから～

「母子と寡婦のつどい」、「ひとり親家庭の生活と意識の調査」、地域巡回就業相談会等で、母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、寡婦の皆さんから多くの声が寄せられました。

不安

- ・うつ状態で、自殺を図ったことがある。
- ・子どもの今後の事で悩んでいる。
- ・わけもなく不安になったが、相談できなかった。
- ・子どものメンタル面や自分自身のことで悩んだ。
- ・どうしていいかわからないから助けてほしい。
- ・離婚をしてよかったこともあるが、私が病気になった時にその年の生活はどうすればよいか？
考えると不安になる。

相談窓口

- ・土日・祝日も行政機関の窓口を開けてほしい。平日は仕事のため、相談等に行けない。
- ・もう少し一緒に深く考えていただける場や、行きやすい環境づくりをしてもらいたい。
- ・離婚してから男性不信になった。男性の方に対応されることに嫌悪感を感じる。
- ・制度等をもっとわかりやすく、利用しやすくしてほしい。
- ・8月に、現況届に行くために、仕事を休まなければならないお母さんが大勢います。第二・第四土曜等の午前中だけでも役所の受付をしていただけると助かる。一生懸命に働いているお母さんのことも考えてほしい。
- ・役所の職員の対応(改善されつつあるが、「してあげてる」意を感じる人が多い)が気になる。
- ・届出を土日もできるようにするか、平日の受付時間を下げてほしい。
(早退等とでもしにくく、届出が難しい。)
- ・平日休みがないので、なかなか市役所等に手続きに行けない。
- ・相談したいことがあっても、何処へ相談すればいいのか分からない。
- ・地域の福祉情報を教えてほしい。

医療費助成

- ・通院や歯科受診では、月に行く回数が多いことから、医療費の支払いが大変だ。
- ・今は、大学へ進学する子どもがほとんど。医療費の助成期間を延長してほしい。
- ・医療費は申請すれば返ってくるが、窓口での支払いが大変。また役場での手続きも煩雑だ。証明を出せば、窓口支払いが不要になるようにしてほしい。
- ・医療費助成の窓口で助成申請書類を出しにくいと、そのまま申請できずにいる。県外のように窓口で支払いしなくても良い制度を作してほしい。
- ・医療費を一度支払い、また請求する制度は二度手間、交通費もかかり余計な出費もかさむ。
- ・医療費の先払いをなくしてほしい。助成申請手続きが大変だ。
- ・医療費助成の範囲を寡婦にも拡大してほしい。

住宅の確保

- ・公営住宅の入居は抽選でなく申込み順にしてほしい。収入が多いのに入居している人が多い。一般的な家庭より、障がい者、母子家庭、高齢者、病気の人を最優先させるべきだ。
- ・重度障がい者の子供(成人)対応の公営住宅に優先入居させてほしい。

子どもへの思い

- ・子どもに嫌な思いや寂しい思いをさせていないか心配だ。
- ・転校したが、いじめにあわないか心配だ。
- ・離婚後、子どもは転校したが、新しい友達ができるまで大変だった。
- ・片親ということで、いじめられはしないか心配だ。
- ・子どもに対し、父親不在をどう説明したらよいか。
- ・習い事をする際ついて行けないので、思うように習わせられない。近所に遊ぶ子供がいない。
- ・子どもから「他のお母さんは家にいるのに、なぜお母さんは仕事ばかりなの」と言われた。

子育て支援

- ・児童扶養手当は廃止して、子育て支援施策を充実させてほしい。
- ・子どもに対する支援策は、期間のばらつきがある。これを一本化し、高校卒業まで支援してほしい。
- ・子どものことを相談できる人が身近にいない。

保育所

- ・前年の所得、扶養人数等で判断されるため、保育料が高い。
- ・子どもを預けると、もっと働くことができるが、保育料を考えるとあまりメリットがない。
- ・保育所に入所できないため、就職ができない。
- ・保育所に子どもを預けて、実家の両親の負担を軽くしたいが、空きがない。
- ・病児保育施設を増やしてほしい。
- ・夜間保育所(24時間対応)を増やしてほしい。
- ・無認可の保育園に預けている。無認可の保育園でも保育料一律を望む。
- ・熱が出たらすぐに迎えに行かなければならないが、仕事の都合で行けないことがある。病院の保育を利用したいが、4ベッドしかなく受け入れてもらえなかった。

放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)

- ・学校の児童クラブで「子どもが言うことを聞かないので預かれない」と拒否された。
- ・児童クラブの時間延長と土日の利用ができるようにしてほしい。
- ・児童クラブは3年生まででなく、4年生や5年生も見してほしい。
- ・仕事の定時は17時で、残業があると18時になる。児童クラブは平日18時、土曜は17時かできれば19時くらいまで預かってほしい。
- ・児童クラブの利用料を安くしてほしい。
- ・母子家庭なのに毎月の児童クラブの利用料が高すぎる。

学 校

- ・部活、遠征などでお金がかかる。
- ・現在より家賃の安い所に引っ越したいが、子どもが転校を嫌っている。転居により校区外になっても、転校しないで済むようにしてほしい。

子どもの将来

- ・子どもを大学はおろか、高校に通わせることができるか不安だ。
- ・希望する進学には、学費がかかる。
- ・高校や大学に進学するにあたり、奨学金制度の充実や減免等があると助かる。
- ・大学進学以降も援助してほしい。
- ・子どもが海外留学を希望しているが、奨学金は外国では使えない。また、お金を借りたいが、保証人がいない。

仕 事

- ・昨年6月に退職してから、なかなか再就職できない。
- ・臨時職員なので、次の職が決まっていない。先のことを考えると不安だ。
- ・2つの仕事をしているので、時間がない。
- ・働く人を保護するための制度や決まりがあるが、企業ではあまり守られていない。母子家庭の親の雇用実態調査をしてほしい。

就業支援

- ・以前、働いていた職場で賃金の未払いがあった。関係機関に相談したが解決できなかった。
- ・老後のことを考えると、常勤雇用で社会保険のある所に就職したい。

子育てと仕事との両立

- ・保育所に預ける経済力もなく、生後6か月の子どももいたので外に働きにも出られず、内職を半年ほど続けた。
- ・夜間の会議等で帰りが遅くなる時、子どもをみてもらえる所がない。
- ・子どもを預ける場所がない。
- ・子どもに発達障がいがあり、仕事を辞めたことで、大幅な収入減になった。
- ・仕事をすることで、子どもとの時間が少なくなることが不安だ。
- ・子どもが病気の時、看てもらえる人がいないが、仕事を休めない。
- ・仕事にフルに出ているので、子どもとコミュニケーションを取る時間が少ない。
- ・子どもを夜預かってもらえないところがない。実家も母が病気のため難しい。
- ・子どもとふれあう時間と自分の時間、仕事とのバランスを保つのが大変だ。
- ・子どもにアレルギーや喘息の持病があるため、保育所を休まなければならない時がある。
- ・子どもと一緒にいたいのが営業職なので休めないし、働かなければ収入が減ってしまう。
- ・用事がある時や残業の時に、子どもを預ける場所がない。
- ・夏休み等に小学生などを預ける場所がない。

経済的自立のために

- ・収入の割に、税金などの出費が多い。
- ・子どものアレルギー対応食など高く、食費も足りない。
- ・保育料や児童クラブの利用料の支払いが大変だ。
- ・母子家庭なのに児童クラブの月のお金が高すぎる。
- ・保険料が高すぎる。少しは控除してほしい。全てが母子家庭に優しくない。
- ・各種税金を減免してほしい。
- ・国保の減額、市県民税などの減額をしてほしい。
- ・母子家庭に限らず、低所得世帯への減税や国民健康保険税の一部免除等考えてほしい。所得が低いので、税金を納めると、正直苦しい。
- ・国保税が高すぎる。
- ・国保税の軽減を望む。所得・家族数に対し、負担が大きいようだ。
- ・所得税、市県民税軽減を望む。また、働けば働いた分だけ母子手当が下がるので、子どもの進学のための貯蓄などができない。
- ・学費の免除・軽減
- ・固定資産税を減免してほしい。
- ・教育費の負担軽減をしてほしい。
- ・高校の授業料・教材費の助成をしてほしい。

児童扶養手当

- ・前年度の所得によって、児童扶養手当が減額され困っている。離婚理由に金銭的なことがあり、仕事を頑張り、収入も良かったが、その後、離婚時のゴタゴタでうつになり、収入は傷病手当のみ、復職のめどもたたないと説明したのにも関わらず減額されてしまった。このため、子どもの就学にも影響があったが、理解できるよう奨学金制度を教えてもらえず、子どもは3ヶ月で高校を中退し、引きこもりになってしまった。
- ・児童扶養手当は18歳までだが、18歳以降、子供が進学か就職かによって、手当の延期を行ってほしい。就職だと生活に協力してもらえるが、進学となるとお金がかかるので、手当を打ち切りにされると生活に負担がかかる。(母子福祉の奨学金を受けても教育費が不足するため。)
- ・同居している親の収入によって児童扶養手当額が変わるのはおかしいと思う。
- ・同居している妹の収入が多いため、手当は全額停止された。妹は何もしていないのにおかしい。
- ・手当受給に関する制限を廃止してほしい。
- ・就労収入があっても、出張等自己負担の為、家計が苦しい、手当での支給をお願いしたい。
- ・所得制限を超えないよう、適度に仕事して、扶養手当を満額でもらっている人が多い。フルで働くと、所得制限がかかる。頑張っている人が、手当をもらっている人より生活が苦しいとはどういうこと？フルで働いて、学校行事も子供が病気の時も休めず、手当も様々な面で制限され、バカらしく思う時もある。
- ・出産育児一時金や児童手当等は世帯主ではなく申請者の口座に振り込まれるようにしてほしい。
- ・母子家庭の公平さがない。頑張れば頑張るほど援助を打ち切られ苦しい。援助を受けるために働かない人もいる。行政はその現実がわかっていない。
- ・児童扶養手当を昨年の収入で計算すること自体おかしいのではないかとと思う。

養育費の確保

- ・養育費の支払いについて、公的文書で決めていても手続きにお金がかかったり、相手の職場を調べるのにもお金がかかり、結局支払ってもらえなかった。
- ・離婚した相手から、きちんと養育費を受け取れる制度を作してほしい。
- ・養育費の支払いを強制する法律をつくってほしい。
- ・養育費支払義務の履行に関して、何らかの手助けをしてほしい。

母子会

- ・今はどうかかわからないが、“豊の国しらゆり塾”はとても心強いものでした。母子家庭同士が助けあえば心強いと思う。話しあえる場がほしい。
- ・母子会等の集会は、かえって負担に感じる。形式的に行われており、メリットがなにもない。
- ・市町村合併後、母子会に対する補助が少なくなってきた。「一日お父さん事業」では、以前、バスを運行させることができていたができなくなった。
- ・母子会の会員を増やしたいが、個人情報保護で、どこに母子がいるか教えてもらえない。

いただいた意見、要望については、実現可能なものや、実現には時間がかかるもの、困難なものがありますが、【第2次計画】への反映に努めるとともに、関係部署や関係機関と連携し、取組を進めて参ります。

message 共に歩もう、未来へ

アンケート調査は、いくつかの児童扶養手当現況届受付会場に直接出向き、アンケートを実施しました。皆さま方には、仕事の合間をぬい、時間を気にしながらもアンケートにご協力いただき、本当に有り難うございました。

夏休み期間でもあり、子ども連れの方が多かったのですが、子どもや親子のふれ合いの様子を通して、仕事に子育てに頑張っている姿を拝見することができました。また、この調査を通じて、ひとり親家庭の抱える問題を改めて知ることができました。これからは、こうした悩みや不安がありましたら、是非、ご相談いただきたいと思います。